

福岡市立塩原小学校父母教師会 試験運用時規約

表題において、本規約は試験運用の令和5年4月1日より令和7年3月31日までの2年間を有効とする。その間、現行の福岡市立塩原小学校父母教師会規約を休止する。

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は福岡市立塩原小学校父母教師会と呼び、事務所を福岡市立塩原小学校に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会の目的は次のとおりとする。

- 1、学校・家庭及び社会における児童福祉を増進する。
- 2、保護者と教師が積極的に協力し、児童の健全な成長をはかる。
- 3、児童の教育的環境の向上をはかる。
- 4、よい保護者・よい教師となるように努める。
- 5、教育財政の確立と資材の整備に協力する。

第 3 章 方 針

第 3 条 この会は第2条の目的を目指して、次の方針に従って活動する。

- 1、特定の政党・宗派にかたよることなく、また営利を目的としない。
- 2、この会、またはこの会の役員の名でどんな営利企業をも支持しないし、また他のどんな職務（公私を問わず）の候補者をも支持しない。
- 3、この会は自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。
- 4、児童・青少年の福祉増進のために活動する他の団体及び機関に協力する。
- 5、学校の教育方針に協力し、教育行政に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員は次のとおりとする。

- 1、本校に在籍する児童の保護者。
- 2、本校に勤務する教職員。
- 3、本校の教育活動・PTA活動に関わる特別非常勤講師（いわゆるゲストティーチャー）。

第 5 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 6 条 会員はすべて第2条の目的を目指し、第3条の方針に従って活動する。

第 7 条 この会の会費については次のとおりとする。

- 1、会員は正規の会費を納入しなければならない。
但し特別非常勤講師（いわゆるゲストティーチャー）はその限りではない。
- 2、会費は児童1人あたり月額300円とする。

第 5 章 会 計

第 8 条 この会の会計は次の通りとする。

- 1、この会の活動に要する経費は会費及びその他の収入によって支出する。
- 2、この会の会計は一般会計と特別会計とする。
- 3、会費の額は総会において決定する。
- 4、この会の経理は会計監査を経て、総会に報告しなければならない。
- 5、この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 6 章 役 員

第 9 条 この会の役員は次のとおりとする。

会 長	1 名
副会長	3 名以上
書 記	3 名以上（内1名は学校教職員より選出）
会 計	3 名以上（内1名は学校教職員より選出）

各役員は他の役員を兼ねることはできない。

第 10 条 各役員の任期は1年とする。但し再任はさまたげない。

第 11 条 各役員は選考委員会で選出した候補者を書面にて会員の過半数以上の賛成により承認を得る。

第 7 章 会計監査

第 12 条 この会には会計監査を置く。

- 1、会計監査は2名とする。
- 2、会計監査は他の役員を兼ねることはできない。
- 3、会計監査の任期は2年以内とする。

第 13 条 会計監査は選考委員会で選出した候補者を書面にて会員の過半数以上の賛成により承認を得る。

第 8 章 総 会

第 14 条 総会（臨時総会を含む）は全会員によって構成し、この会の最高議決機関である。

第 15 条 総会の定足数は構成員の5分の1とする。但し委任状を含む。

第 16 条 総会は会長が招集する。

会員の2割以上の要求があった場合、会長は総会を招集しなければならない。

第 9 章 役 員 会

第 17 条 この会の会長の諮問機関として役員会を置く。

第 18 条 役員会は役員・校長・教頭・教務をもって構成し、会長が招集する。

第 10 章 ボランティア

第 19 条 この会は第2条の目的に沿ったボランティア活動をすることができる。

第 20 条 ボランティア活動は次の通りとする。

- 1、レギュラーボランティア・・・通年の活動。
- 2、ゲストボランティア・・・単発の活動。
- 3、上記1項2項以外で第2条の目的に沿ったボランティア活動。

第 21 条 各ボランティア活動は役員会が会員に向けて募集し、会員は参加できるものに対し応募を行う。

第 11 章 個人情報の取り扱い

第 22 条 この会が活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、および管理については「個人情報取扱規約」に定め、適正に取り扱う。

第 12 章 改 正

第 23 条 この規約は総会及び臨時総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。但し改正案は総会及び臨時総会の1週間前に全会員に知らせなければならない。

第 24 条 この規約は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間を試験運用として実施する。

付 則

第 1 章 会 員

第 1 条 規約第 4 条に規定する者とする。

第 2 章 会 計

第 2 条 会費は総会で定められた金額を毎月定められた日に納入する。

但し第 3 子以下は免除する。なお、会費変更の場合は年度始めにおいて、前年度に準じて納入し、総会で決定後精算するものとする。

第 3 条 会費の中には、この会の連合組織体の負担金を含む。

第 3 章 役員及び会計監査の選出

第 4 条 役員及び会計監査の選出については、候補者を選考する委員会を組織し、年度終わりまでに候補者を選考する。

第 5 条 選考委員会は会員である教職員・保護者をもって組織し、教頭が委員長を務める。

保護者の選考委員は会員から募り、委員長がこれを選出する。

第 6 条 役員及び会計監査に欠員が生じたときは、役員会及び選考委員会で協議し必要に応じて補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 役員の仕事

第 7 条 会長の仕事は次のとおりである。

- 1、会を代表し、会務を統轄する。
- 2、総会を招集する。

第 8 条 副会長は会長の仕事を補佐する。会長の不在時はその代理をする。

第 9 条 書記の仕事は次のとおりである。

- 1、総会の議事ならびに一切を記録する。
- 2、次に挙げる記録を正確完全に保管管理する。
イ、規約 ロ、当該年度の人事録 ハ、議事要録 ニ、文書及び諸報告書類
- 3、会長の指示に従って、本会の通信を行う。

第 10 条 会計の仕事は次のとおりである。

- 1、総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務処理をする。
- 2、総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 3、この会の財産及び会計に関する書類を保管管理する。
- 4、予算の立案について協力する。

第 5 章 会 計 監 査

第 11 条 会計監査の仕事は次のとおりである。

- 1、この会の会計を監査する。
- 2、総会において監査の結果を報告する。

第 6 章 総 会

第 12 条 総会はおよそ次の事を行う。

- 1、前年度の事業報告
- 2、前年度の決算報告の承認
- 3、年度予算ならびに年間計画の審議決定
- 4、その他重要事項の審議

第 7 章 改 正

- 第 13 条 この付則は総会及び臨時総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。
但し、改正案は総会及び臨時総会の少なくとも 1 週間前に全会員に知らせなければならない。
- 第 14 条 この付則は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間に試験運用として実施する。

福岡市立塩原小学校父母教師会 個人情報取扱規約

第1条 目 的

福岡市立塩原小学校父母教師会が保持する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、活動の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的に、P T A役員名簿及びその他の個人情報データベースの取り扱いについて定めるものとする。

第2条 責 務

この会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

この会における個人情報の管理者はP T A会長とする。補佐が必要な場合は管理者が任命する。

第4条 取扱者

この会における個人情報の取扱者はP T A役員とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

この会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条 利用目的

取得した個人情報は次の目的のために利用する。

1. 会費集金、管理、P T A活動名簿作成（保険事務）、その他の文書の配布。
2. P T A行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿、役員名簿。
3. P T A活動に関して会員に連絡することが必要なとき。

第8条 利用目的による制限

この会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 管 理

個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし適正に管理する。不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 保管及び持ち出し等

1. 個人情報を取り扱う電子機器等についてセキュリティ管理を厳密に実施し、電子メールでの

- 送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適正に行うこととする。
2. 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理者・取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。
 3. 持ち出しについては原則禁止とする。但し、やむを得ない場合は管理者の許可を得る。

第11条 第三者提供の制限

個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ず第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合。
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第12条 第三者提供に関わる記録の作成等

個人情報を第三者へ提供したときは、事項について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名。
2. 提供する対象者の氏名。
3. 提供する情報の項目。
4. 提供する対象者の同意を得ている旨。

第13条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者からの個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名。
2. 第三者が個人情報を取得した経緯。
3. 提供を受ける対象者の氏名。
4. 提供を受ける情報の項目。
5. 対象者の同意を得ている旨。(事業者ではない個人からの提供を受ける場合も同様)

第14条 情報開示等

この会は本人が個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求めたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 漏洩時等の対応

個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合、直ちに管理者であるPTA会長に報告しなければならない。

第16条 研修

この会はPTA役員に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとし、実施の記録を残す。

第17条 苦情の処理

この会は個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第18条 付 則

本規則は、令和5年4月1日より施行する。

福岡市立塩原小学校父母教師会 慶弔規定改正

第1条 児童またはその保護者に不幸があった場合、次により弔慰する。

- (1) 児童死亡のとき
 - ・弔慰金 10,000円
 - ・会葬 会長
 - ・弔電 葬儀不参加の場合に打つ。

- (2) 児童父母（養育保護者を含む）の死亡のとき
 - ・弔慰金 5,000円
 - ・会葬 会長

- (3) 児童の家が不慮の災害にあったとき
 - ・その都度協議して見舞金をおくる。

第2条 教職員またはその家族に不幸があった場合、次により弔慰する。

- (1) 教職員死亡のとき
 - ・弔慰金 10,000円
 - ・会葬 役員

- (2) 教職員父母死亡のとき
 - ・弔慰金 5,000円
 - ・会葬 役員

第3条 教職員の年度末転退職の場合は、記念品（花束）をおくる。

第4条 役員が役職を辞したときは、3,000円の記念品料をおくる。
記念品料は、1年ごとに1,000円ずつ加算する。

第5条 教職員に慶事があった場合、次により祝意を表す。

- (1) 教職員が結婚したときは、祝儀として1人につき3,000円をおくる。

- (2) 教職員及びその配偶者が出産したときは、出生児1人につき3,000円をおくる。

第6条 教職員及び役員(会計監査を含む)の入院(2週間以上)の場合は、見舞金として3,000円をおくる。

第7条 児童が卒業するときは、記念品をおくる。

第8条 前記各条に該当がなく慶弔を表す場合は、その都度役員会で協議する。

第9条 本規定の金額は、場合により協議して変更することができる。

*ただし、上記に含まれない場合が生じたときはその都度協議する。

付 則

- 1 本規定は、昭和63年4月1日より実施する。
- 2 本規定の改廃は、運営委員会で3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 平成10年 一部改定
- 4 平成16年5月14日 一部改定
- 5 平成20年4月18日 一部改定
- 6 平成21年4月11日 一部改定
- 7 平成22年2月10日 一部改定
- 8 平成22年4月10日 一部改定
- 9 令和 5年3月13日 一部改定